

「長安口ダム改造事業費等監理委員会」規約

資料 1

(名称)

第 1 条 本会の名称を、「長安口ダム改造事業費等監理委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 委員会は、長安口ダム改造事業における適切な事業執行の観点から、コスト縮減策やその実施状況、事業執行等について、意見・提言を行うことを目的とする。

(任務)

第 3 条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 コスト縮減策の具体内容
- 二 事業執行内容

(委員)

第 4 条 委員会は、別置に掲げる委員により構成する。

- 2 委員は国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員の再任は妨げない。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 5 委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合の委員の追加及び変更は、委員会の承認を得た上で行うものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が招集する。

- 2 委員会は、原則として毎年度第 1 四半期に開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- 4 委員会は、公開するものとするが、会議内容等により非公開とする場合がある。非公開にて実施の際は、開催結果の概要を公開する。
- 5 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所に置く。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この規約は、平成 20 年 5 月 15 日より施行する。
 この規約は、平成 22 年 9 月 21 日より施行する。
 この規約は、平成 23 年 8 月 2 日より施行する。
 この規約は、平成 25 年 7 月 9 日より施行する。
 この規約は、平成 26 年 9 月 5 日より施行する。
 この規約は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。
 この規約は、平成 29 年 7 月 24 日より施行する。
 この規約は、令和 4 年 7 月 15 日より施行する。
 この規約は、令和 6 年 6 月 3 日より施行する。
 この規約は、令和 7 年 7 月 24 日より施行する。

第 4 条第 1 項の委員（五十音順）

氏 名	職 業
新濱 光夫	徳島県 県土整備部長
田村 隆雄	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授
西成 典久	香川大学 経済学部 教授
武藤 裕則 【委員長】	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授